

情報銀行とデータオーナーシップについて

福 岡 真 之 介*

抄 録 情報銀行は、個人情報の利活用についての個人の安心を確保するとの考え方にに基づき、個人情報の取り扱いについて、個人に対して、個人情報に対する高度なコントラビリティをモデル約款等を通じて付与しているが、正面から個人情報に対するオーナーシップを認めているものではない。このことは、個人情報について、「オーナーシップ」という概念を抜きにして、利活用が可能であることを示唆している。情報銀行のモデル約款は、個人情報のオーナーシップを認めるのではなく、権利義務や利用条件をきめ細やかに定めることにより、個人情報についての個人の高度なコントラビリティの確保と利活用の促進のバランスを取ろうと試みている。果たして、このような情報銀行の枠組みが、個人情報の利活用を促進するかについては、情報銀行の今後の動向に注目したい。

目 次

1. はじめに
2. 情報銀行の整備の経緯
3. 個人情報のオーナーシップ
4. 情報銀行に関する基本的な考え方
5. 情報銀行における個人情報の提供の法的性質
6. 個人情報の第三者提供先
 6. 1 情報銀行における第三者提供の仕組み
 6. 2 提供先第三者の選定
 6. 3 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する考え方
7. モデル約款
8. 情報信託機能の認定基準
9. 「信用スコア」の取扱い
10. おわりに

1. はじめに

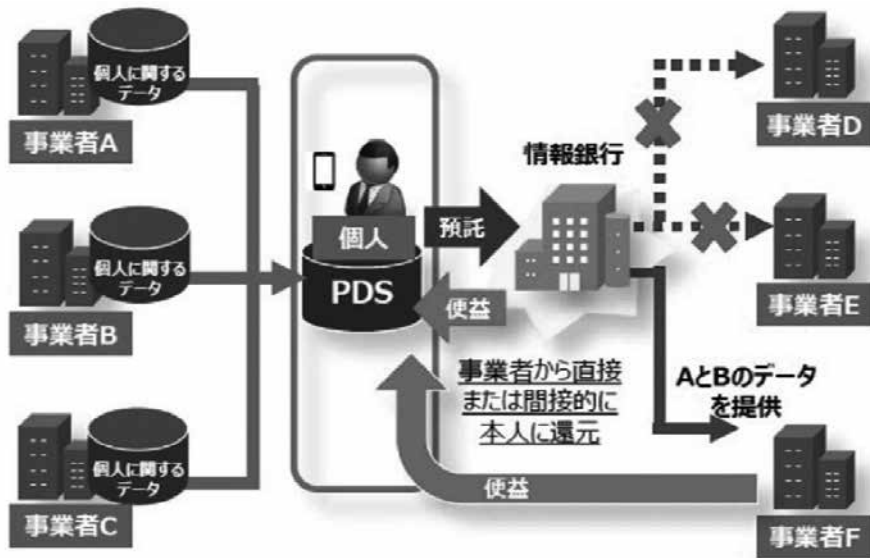
デジタル化時代において、個人情報を利活用することは重要である一方で、個人情報は個人のプライバシーに関わることから、その取扱いについて配慮が必要である。個人情報の受領者が、その提供者である個人からの信頼を得ることができなければ、個人情報の提供を受けるこ

とは困難となる。

パーソナルデータの円滑な流通・利活用を実現するための仕組みとして、様々なものが提案されているところ、そのひとつに「情報銀行」がある。情報銀行とは、個人に関するデータについて、個人と情報銀行との間の契約等に基づいて、情報銀行がITシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づいて、個人に代わって妥当性を判断の上、データを第三者に提供する事業のことである。「銀行」という名称が付されているが、金融機関ではなく、個人情報を安心して預けることができるという意味でそのようなネーミングがなされたと考えられる。

情報銀行は、個人情報を取り扱うことになるため、個人情報保護法を遵守することや個人のプライバシーを保護することが重要であることはもちろんであるが、他方で、個人情報をいかに利活用するかという点も重要となる。個人情報が利活用されるためには、個人情報が自由に

* 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
Shinnosuke FUKUOKA



※ 本人には便益が還元されず、社会全体にのみ便益が還元される場合もある。

図1 情報銀行のイメージ¹⁾

利活用されることが望ましい一方で、個人の側から見れば、そのような自由な利活用は不安を招くことになる。そのため、個人に安心感を与えることが、個人情報利活用のために重要なポイントとなる。そのための一つの手段が、個人情報利活用について個人の同意を取得することであるが、いちいち個別に同意を取得するとなると、同意をする個人にとっても、同意を取得する事業者にとっても大変な作業となり、個人情報利活用が妨げられてしまう。そこで、個人が、個人情報利活用を包括的に委任することにより、このような不都合を解消し、個人によるコントロールを及ぼしつつも、機動的に個人情報利活用をすることが考えられる。

そこで、情報銀行においては、個人に対して、個人情報利活用を情報銀行に包括的に委ねる仕組みを設けるとともに、第三者に対する提供については、本人の同意に基づくコントロールを及ぼすことで、個人の意思を尊重しつつ、個人情報利活用を図るものとされている。

2. 情報銀行の整備の経緯

情報銀行に関しては、総務省・経済産業省が

設置した「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」（以下「認定指針検討会」という）が、2018年6月に「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」（以下「元認定指針」という）を公表し、これを受けて、一般社団法人日本IT団体連盟（以下「IT連」）が、同年12月から認定団体として情報銀行の認定申請の受付を開始している。

情報銀行においては、法律を制定して情報銀行の事業を国の許認可制にするのではなく、消費者等の信頼を確保するための制度として、民間団体による任意の認定制度を設けることとされた。つまり、「認定」はあくまで任意のものであり、情報銀行を事業として行うためには、IT連による認定を受けることが必須となるものではない（元認定指針5頁）。

もっとも、元認定指針では、銀行口座番号やヘルスケア情報などを情報銀行の対象とすべきか否かなど一定の事項が今後の検討課題として残されていた。その後、2019年10月8日に、情報銀行及び指針に基づく認定の考え方を整理した「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ」（以下「検討会と

りまとめ」という)とともに、「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」(以下「現認定指針」という。以下、元認定指針と現認定指針をあわせて「認定指針」という)が公表されている。

3. 個人情報のオーナーシップ

「オーナーシップ」という用語があるが、データをはじめとする情報については、誰がオーナーシップを有するのであろうか。

「オーナーシップ」を「所有権」という意味で捉えた場合、物の所有者は、法令の範囲内で、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する(民法206条)。同一物に対しては同一内容の所有権は一つしか成立しないため(そうでないと自由な使用・収益・処分ができなくなる)、所有権者は所有物に対して排他的支配権を有することになる。

他方で、情報という無体物については、所有権は成立しない(民法85条参照)。情報については排他的支配権を有する者はいないため、誰でも自由に使えることになる。もっとも、特許法や著作権法などの知的財産法は、一定の要件を満たす情報について排他的支配権を与えているが、これは法律によって、無体物である情報に物権的効力を与えているものであり、上記の例外であるといえる。逆に言えば、情報に対して排他的支配権がないのはあくまでも原則であって、法律等により、排他的支配権を付与することは可能である。しかし、現実問題として、仮に、世の中のありとあらゆる情報に排他的支配権を認めるということになると、表現の自由といった民主制の基盤が脅かされ、また、創作や技術開発にも大きな支障が生じ、社会は成り立たないことになるため、現在の法制度は、すべての情報に排他的支配権を認めるという制度にはなっていない。

他方で、情報はアクセスすることができないとその存在を知ることはできないため、情報を

利用できる者は、実際には、情報にアクセスできる者に限られることになる。

以上まとめると、情報には所有権は成立しないことから、原則として、その情報にアクセスできる者は誰でも自由に使えることになる。

では、情報の一形態である個人情報については、どのように考えるべきであろうか。例えば、個人の氏名・住所・生年月日についてはもとより、購買履歴、ウェブの閲覧履歴、位置情報といった情報について、個人は、所有権あるいは排他的支配権を持っておらず、その情報を知っている他人は、自由に使えることになるのであろうか。

上記の情報に関する基本的考え方に従えば、個人情報も情報である以上、所有権や排他的支配権はなく、原則として、他人が自由に使うことができるはずである。しかし、個人に関する情報に関しては、「例外」となりうるいくつかの法規制が存在する。

まず、個人情報に関する法律として、個人情報保護法が真っ先に挙げられる。個人情報保護法は、民間事業者も対象となるが、基本的には、個人情報等の取扱いに関する公法(違反した場合には制裁等が課される)であって、民法などの私人間の利益の調整と配分を目的とする私法とは異なる。個人情報保護法は、個人に対して、個人情報についての自由な使用・収益・処分する権利を与える法律ではなく、個人情報を保有する事業者に対して、個人情報の取扱い(利用目的内での利用や第三者提供する際のルール等)を定めたものである。なお、個人情報保護法は、個人に対して一定の限られた場合に訂正・利用停止等をする権利を付与しているが、排他的支配権とまでは言えない権利であり、逆に、この程度の権利しか認められていないことは、個人情報保護法が、個人に対して個人情報に対する排他的支配権を認めていないことを前提として立法されていることを示しているとい

える。

次に、プライバシー権あるいは憲法13条に基づいて、個人には「自己情報コントロール権」があるとする考え方がある。この「自己情報コントロール権」の意味は多義的であるが²⁾、仮に、「自分の情報を、自分の意思の下で決定する権利」と解する場合には、このような「自己情報コントロール権」が認められると、個人は、個人情報という無体物であっても、著作権や特許権のように、排他的支配権を有するといっても良い程度の影響力を有することになる。

しかし、現時点において、個人について、上記の意味での「自己情報コントロール権」が認められるという見解は一般的ではない。裁判例においても、個人の権利性を認める傾向がみられ、住基ネット事件（最判平20・3・6民集62巻3号665頁）では、行政の情報システムにみだりに登録されない権利が認められたが、自己情報コントロール権は認めず、むしろ、下級審判決には「法的保護に値しないと解するのが相当である」と述べる判決（東京地判平18・3・31）も存在する。

したがって、個人が、自らの個人情報に対して有する権利については、現時点においては、一定程度のものが認められるとしても、所有権のような排他的支配権や自己情報コントロール権までには至っていない。

そのため、データや個人情報のオーナーシップについて、データや個人情報について所有権は成立しないことは明らかであるから、その意味でのデータ／個人情報のオーナーシップという表現は適切ではない、あるいは、データ／個人情報のオーナーシップは存在しないと言わざるを得ない。

もっとも、法律により無体物に対して排他的支配権を与えることができるのと同様に、当事者間の契約において、合意に基づいて、一方当事者にデータ・個人情報の排他的支配権を帰属

させることは可能である。このような契約は珍しいものではなく、ノウハウのライセンス契約は、その発想や内容は類似しているといえよう。ただし、契約での取決めに過ぎないので、契約の当事者ではない第三者に対して効力を及ぼすことはできず、排他的支配権を主張することができない。このような契約に基づいて、データ／個人情報に対して（当事者間限りの）排他的支配権を帰属させた場合に、これをオーナーシップということは不可能ではないと思われる。もっとも、オーナーシップといった場合に、日本においては所有権と捉えられがちなので、誤解を招きやすい表現であることには留意が必要であり、基本的には利用を避けるべき表現であると考えている。

4. 情報銀行に関する基本的な考え方

話を情報銀行に戻すと、情報銀行とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS³⁾等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業と定義されている（元認定指針4頁）。

これに関して、認定指針検討会において、情報銀行は「実効的な本人関与（コントローラビリティ）を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、本人が、信頼できる主体に個人情報の第三者提供を委任するというもの」として、基本的な考え方を整理している。すなわち、個人に対して、個人情報に対する情報コントロール権を高いレベルで認めるといふ発想で制度設計がされている。

また、情報銀行の機能として、①個人からの委任を受けて、当該個人に関する個人情報を含むデータを管理するとともに、当該データを第三者（データを利活用する事業者）に提供することであり、個人は直接的又は間接的な便益を

受け取ること、②本人の同意は、使いやすいユーザーインターフェイスを用いて、情報銀行から提案された第三者提供の可否を個別に判断する又は情報銀行から事前に示された第三者提供の条件を個別に／包括的に選択する方法により行うこととされており、これらの考え方や機能等が現認定指針に追記された（検討会とりまとめ7頁、現認定指針3頁）。

このように、情報銀行は、消費者目線の対応として、個人のコントローラビリティを高めることを基本として、個人にとって信頼できる存在であることが期待されている。また、それに加えて、個人に対して、何らかの便益が還元されることが前提となっており、個人が自らの情報を提供するインセンティブを確保する仕組みということも強調されている。

この便益については、基本的には情報銀行が自由に設定できるものの、各情報銀行において責任をもって、一定の考えのもとに対価設定を行うべき（例えば、優良ユーザーを優遇することや、キャンペーンによる時期によって対価を変えるなど、条件の変化に応じた対応の差別化はあり得るものの、合理的な理由付けができる範囲において行われるべき）とされている（検討会とりまとめ17頁）。

5. 情報銀行における個人情報の提供の法的性質

情報銀行においては、個人から情報銀行に対して個人情報が提供され、情報銀行が一定のサービスを提供することが想定されるが、この個人と情報銀行の法的関係をどのように整理するかが問題となる。この点、個人と情報銀行の間の法的関係については、当事者間の債権債務の内容や情報銀行の責任範囲を明確化するため、委任関係に関する契約上の合意であると整理されている。そして、この委任関係とは、情報銀行が、個人に代わって妥当性を判断の上、

個人情報を適正に管理・利用（第三者提供含む）することについて、個人が情報銀行に委任する関係とされている（元認定指針20頁）。

そして、このような委任関係を、より個人のコントローラビリティを確保した、消費者個人を起点としたサービスの実現に資するものとするため、個人への便益や委任の内容などの具体的合意条件を契約関係として整理する標準的な契約条項として「モデル約款の記載事項」が示されている（モデル約款については後述）。

つまり、情報銀行においては、個人と情報銀行との委任契約に基づいて、個人に対する個人情報に対する一定のコントロール権を有した上で、情報銀行が受任者として個人情報を適正に管理・利用（第三者提供含む）するものとされている。

もっとも、モデル約款は、個人の個人情報に対する高度なコントローラビリティを認めているものの、正面から個人情報の権利の帰属を定めるといったような個人情報に対する排他的支配権を認めるような規定は設けられておらず、いわゆる「オーナーシップ」を認めているものではないと考えられる。むしろ、個人情報についての個人と情報銀行の権利義務や利用条件をきめ細かく定めることにより、個人情報の保護や安心の確保と個人情報の利活用を図っているように思われる。

このことは、情報においては、「オーナーシップ」という概念を抜きにして、利活用が可能であることを示唆している。

6. 個人情報の第三者提供先

6. 1 情報銀行における第三者提供の仕組み

情報銀行に提供された個人情報については、個人の同意に基づいて、第三者に提供されることが想定されている。個人情報の第三者提供については、個人情報保護法では、本人同意やオ

プアウトという手段を取らなければ提供できないとされている（個人情報保護法23条）。情報銀行においては、より個人のコントロール可能性が高い、本人同意に基づく第三者提供をするものとされている。この同意は、第三者を具体的に特定した個別同意に限られず、包括的同意でもよいとされている。例えば、提供先の第三者について、個別の企業名ではなく、金融機関、電力会社といった包括的な形で同意を取得することも認められている。

もっとも、情報銀行は、第三者提供にあたって、個人に対して以下をすることが求められる。

- ・個人情報の第三者提供を行う場合の提供先第三者及び利用目的に関する適切な判断基準（認定基準に準じて判断）の設定・明示
- ・個人情報の第三者提供を行う場合の適切な判断プロセスの設定・明示（例：データ倫理審査会（仮称）の審査・承認など）
- ・個人情報の提供先第三者及び当該提供先第三者の利用目的の明示
- ・個人が自らの情報の提供に関する同意の撤回（オプトアウト）を求めた場合は、対応すること

これらは、個人が同意をするにあたって適切な判断ができるようにするための情報提供と、包括的な同意を許容する以上、その適切性を確保する必要があることから求められるものである。

また、情報銀行は、個人情報の取扱いの適切性を確保するため、個人情報を提供する第三者との間において、第三者に対して以下をすることが求められる。

- ・個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの個人情報の再提供の禁止
- ・個人情報の取り扱いの委託を行う場合には、個人情報保護法第22条に照らして必要な監督を行うこと
- ・個人情報の提供先第三者との間での提供契約

を締結すること

- ・当該契約において、必要に応じて提供先第三者に対する調査・報告の徴収ができること、損害賠償責任、提供したデータの取扱いや利用条件について規定すること

上記において、情報銀行は、提供先の第三者に対して、個人情報の再提供を禁止していることが注目される。これにより、個人情報の拡散が防止され、個人情報の保護程度が上がる一方で、個人情報の利活用には一定の制約が生じることとなる。情報銀行の制度としては、両者のバランスを取った結果、第三者における再提供を禁止するというラインで線を引いたものといえよう。

なお、情報銀行においては、提供先第三者について、以下6. 2・6. 3に述べる詳細な規定が設けられている。

6. 2 提供先第三者の選定

提供先第三者の選定について、認定指針は、その基準として、提供先第三者にも情報銀行と同様に、認定基準に準じた扱い（セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等）を求めることとされている。

そのため、プライバシーマーク（Pマーク）やISMS認証⁴⁾を取得していない場合には提供先第三者になることができず、情報銀行によるデータの円滑な流通が非常に狭い範囲に限られてしまうのではないかという懸念があった。そこで、現認定指針では、Pマーク又はISMS認証を取得していない第三者であっても、情報銀行が以下①～③のいずれかの対策を講じた上で、情報セキュリティ・プライバシーに関する具体的基準を遵守していると認められる場合には、「認定基準に準じた扱い」であるとして、提供先第三者として選定できることが明確化されている（検討会とりまとめ13頁、現認定指針7頁）。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ①情報は情報銀行が管理し、提供先第三者は決められた方法で、必要な情報の閲覧のみができることとする
- ②提供先第三者において特定の個人を識別できないよう、個人情報の暗号化処理又は個人情報の一部の置換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた形で提供先第三者に提供する
- ③情報銀行の監督下で、提供先第三者からPマーク又はISMS認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる

6. 3 提供先第三者からの「再提供」禁止に関する考え方

認定指針においては、情報銀行が提供先第三者に対して個人情報の再提供を禁止することとされている。もっとも、現認定指針では、以下①～③に列挙する場合については「再提供」にあたらな整理している（検討会とりまとめ23頁-26頁、現認定指針14頁）。

- ①提供先第三者において個人情報ではないデータに加工して第三者に提供する場合（但し、加工して利用することについて、予め利用目的として本人に示すことが必要）
- ②提供先第三者において個人情報の取扱いを委託する場合
- ③提供先第三者において共同利用する場合（但し、共同利用する事業者の範囲について、個人に提示することが必要。また、情報銀行が共同利用を行う全ての事業者と契約することが必要）

これらは、個人情報保護法上の取扱いに合わせた上で、個人のコントロールビリティを確保し、かつ、情報銀行の監督が及ぶ範囲を確保するという観点から整理されたものである。

また、上記に加えて、情報銀行と提供先第三

者との間の契約で以下①～③の条件が定められる場合には、例外的に提供先第三者による再提供が認められることとされている。

- ①提供先第三者は、再提供先への提供について、再提供先の業種や事業分類（又は個社名）と、その利用目的、提供する個人情報の項目、再提供先に対する個人情報の開示等の請求等の窓口を情報銀行に報告すること
- ②個人と提供先第三者との間に契約が締結され、再提供先への第三者提供については、個人情報保護法第23条第1項に基づき、提供先第三者が個人から同意を取得すること
- ③再提供先からの更なる第三者提供は認められないこと

7. モデル約款

情報銀行においては、前述のとおり、個人への便益や委任の内容などの具体的合意条件を契約関係として整理する標準的な契約条項として、モデル約款の記載事項が示されている。情報銀行は、モデル約款とおりの約款を利用する必要はないが、その趣旨に反する約款を利用する場合には、情報銀行としての認定を受けることはできない。

モデル約款の記載事項は、認定基準と一体となって消費者の信頼性を確保する手段となる。モデル約款の記載事項は、委任契約の内容を分かりやすく整理すること、及び、第三者提供・利用目的の変更における有効な包括的同意が取得できるよう整理することがポイントとなる（元認定指針20-21頁）。

モデル約款は、①個人－情報銀行間、②情報銀行－情報提供元間、③情報銀行－情報提供先間に分かれており、それぞれの内容は、表1、表2、表3のとおりである。

表1 情報銀行のモデル約款の記載事項（個人—情報銀行間）

	項 目	概 要
①	目的	▷個人からの委任に基づき、個人情報を含む個人のデータを当該個人の利益を図るために適正に管理・利用（第三者提供を含む）する「情報銀行」の事業について定めること
②	定義	▷本委任契約の対象となる「個人情報」には「要配慮個人情報」「クレジットカード番号」「銀行口座番号」は含まない
③	情報銀行の行う業務範囲	▷情報銀行は、個人に代わって当該個人データについて、当該個人の合理的利益が得られるような活用手法、情報提供先の選定、第三者提供、個人データの維持・管理、業務の適切な提供・改善のための利用などを行う。（情報銀行は、それぞれが行う業務の内容、便益、データ範囲などを明記。またその活用によって個人に不利益が生じないように配慮すること）
④	情報銀行が担う義務	<p>【事業全体】</p> <p>▷個人情報保護法に定める義務を遵守すること</p> <p>▷個人情報について安全管理措置を講じ、セキュリティ体制を整備した上で維持・管理を行うこと</p> <p>▷善管注意義務に基づき、個人情報の管理・利用を行うこと</p> <p>【個人情報の取扱い】</p> <p>▷対象とする個人情報及びその取得の方法、利用目的の明示</p> <p>▷個人情報の第三者提供を行う場合の提供先及び利用目的についての判断基準（認定基準に準じて判断）の明示（提供後に適切なセキュリティの下でデータ管理が行われることを判断基準に含める）</p> <p>▷個人情報の第三者提供を行う場合の判断プロセスの明示（例：データ倫理審査会（仮称）による審査・承認）</p> <p>▷個人情報の第三者提供に関する同意の取得方法の明示</p> <p>▷個人情報の提供先第三者及び当該提供先第三者の利用目的の明示</p> <p>▷個人が自らの情報の提供に関する同意の撤回（オプトアウト）を求めた場合は、対応すること</p> <p>▷情報銀行の行う事業による便益（一般的便益に加え、具体的事業内容に照らした便益を含む）の明示（提供先第三者との関係）</p> <p>▷個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの個人情報の再提供は禁止する</p> <p>▷個人情報の取り扱いの委託を行う場合には、個人情報保護法第22条に照らして必要な監督を行うこと</p> <p>▷個人情報の提供先第三者との間での提供契約を締結すること</p> <p>▷当該契約において、情報提供先にも、情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い（セキュリティ基準、事業内容等）を求めること</p> <p>▷当該契約において、必要に応じて提供先第三者に対する調査・報告の徴収ができることを記載すること</p> <p>▷当該契約において、提供先は適切な情報管理体制を構築していることを要求すること</p>
⑤	プライバシーポリシーの適用	▷情報銀行は当該情報銀行が定め公表しているプライバシーポリシーで定める内容を遵守すること

	項 目	概 要
⑥	情報銀行の機能について	<ul style="list-style-type: none"> ▷個人が情報銀行に委任した情報の取り扱いについてコントロールできる機能の明示（下記の機能に加え、その他の機能があれば、それを示すこと） ▷情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更 ▷情報銀行に委任した個人情報の提供履歴の閲覧（トレーサビリティ） ▷情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止（同意の撤回） ▷情報銀行に委任した個人情報の開示等
⑦	情報提供元事業者の了承	▷個人の指示に基づいて、個人情報を情報提供元事業者から情報銀行に移行する場合は、個人は、情報提供元事業者との間で、事前に情報の移行に関する了承を得ること（個人からの依頼に基づき、情報銀行が情報提供元事業者に情報の移行に関する了承を得ることを含む）
⑧	確認等に対する適切な対応	▷個人は情報銀行が委任内容を適切に運営できるよう、情報銀行から必要に応じて確認など求めがあった場合（※）には適切に対応につとめること ※過剰な内容の求めとならないよう留意すること
⑨	相談窓口	▷情報銀行は個人からの相談への対応体制を設けること
⑩	重要事項の変更	▷個人情報の取得・提供などに関する約款内容の重要事項に変更がある場合には、事前通知を行うこと、同意を得ること
⑪	損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ▷消費者契約法など法令を遵守した適切な対応をすること ▷情報銀行は、個人との間で苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負う ▷提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合は、情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負う
⑫	事業終了時、事業譲渡時、契約解除時の扱いについて	▷情報銀行に関する事業を終了、譲渡する又は、契約解除を行う場合の対応、個人情報の取扱いについて規定すること
⑬	準拠法など	▷裁判管轄を日本の裁判所とし、準拠法を日本法とする

表2 情報銀行のモデル約款の記載事項（情報銀行—情報提供元間）

	項 目	概 要
①	データの形式・提供方法等	▷提供されるデータの「形式」「提供方法」等に関する規定（例：情報提供元が保有する個人情報を情報銀行が取得する場合は、当該情報提供元から取得する場合や個人が情報提供元からダウンロードし情報銀行に提供する場合などにおける仕組みや手法などを含む）
②	利用範囲・取扱条件	▷情報銀行側における情報の利用範囲や取扱条件の制限に関する規定（個人と情報提供元との間に事前に情報の移行に関する了承がある場合、又は、個人からの依頼に基づき情報銀行が情報提供元に情報の移行に関する了承を得る場合の規定）
③	インシデント発生時の通知	▷情報銀行は情報漏えい等のインシデント発生時には、速やかに情報提供元へ通知すること
④	原因究明・損害賠償責任等	▷情報漏えいの際の原因究明に向けた、情報提供元と情報銀行との協力体制などに関する規定、損害賠償責任に関する規定
⑤	セキュリティ要件	▷情報提供関係のセキュリティ要件（ネットワーク経由でデータ提供する場合のVPNの設定等）に関する規定

表3 情報銀行のモデル約款の記載事項（情報銀行－情報提供先間）

	項 目	概 要
①	データの形式・提供方法等	▷提供されるデータの「形式」「提供方法」等に関する規定
②	利用範囲・取扱条件	▷情報提供先における情報の利用範囲や取扱条件の制限に関する規定（個人から同意を得ている利用目的の範囲内での活用，認定基準に応じたセキュリティ体制等）
③	確認・調査協力	▷②の履行に関する情報銀行の確認・調査への協力に関する規定
④	インシデント発生時の通知	▷情報提供先は情報漏えい等のインシデント発生時には，速やかに情報銀行へ通知すること
⑤	原因究明・損害賠償責任等	▷情報漏えいの際の原因究明に向けた，情報提供先と情報銀行との協力体制などに関する規定，損害賠償に関する規定
⑥	セキュリティ要件	▷情報提供環境のセキュリティ要件（ネットワーク経由でデータ提供する場合のVPN設定等）に関する規定

8. 情報信託機能の認定基準

前述のとおり，情報銀行を事業として行うためには，消費者等の信頼を確保するための制度としてIT連による認定制度が設けられている。

情報銀行は，パーソナルデータを第三者提供することが前提となっていることから，消費者個人を中心とする情報のコントローラビリティ及び消費者からの信頼性の確保の観点が特に重要となる⁵⁾。これに加えて，パーソナルデータの流通・利活用を促進するためのサービスの多様性もポイントとなる。これらを踏まえて，認定指針が定めている認定基準の概要は，以下(1)から(4)のとおりである。

(1) 事業者の適格性

経営面の要件として，法人格⁶⁾を有すること，認定基準（業務遂行の健全性，情報セキュリティ等）を担保するための財産的基礎を有していること，損害賠償請求があった場合に対応できること（一定の資産規模，賠償責任保険への加入等）が要求される。また，業務能力として，個人情報保護法を含む法令遵守，プライバシーポリシー・セキュリティポリシーの策定，業務を

的確に遂行することができる知識・経験，ガバナンス体制が整っていること等が要求される。

(2) 情報セキュリティ等

JIS Q 15001やISO/IEC29100を踏まえた情報セキュリティ体制及びプライバシー保護対策，プライバシーマーク又はISMS認証を取得した安全管理基準，適用ある個人情報の保護に関するガイドラインの安全管理措置基準の遵守等が要求されるとともに，情報セキュリティマネジメント等についての具体的な基準が定められている。

(3) ガバナンス体制

個人や事業者からの相談窓口，対応プロセスの策定のほか，社外委員を含む諮問体制としてのデータ倫理審査会を設置することが要求される。審査会構成員の例として，エンジニア（データ解析や集積技術など），セキュリティの専門家，法律実務家，データ倫理の専門家，消費者等が挙げられており，多様な視点でのチェックを可能とする多様な主体の参加が期待されている。

(4) 事業内容

モデル約款の記載事項に準じて認定団体が定めるモデル約款を踏まえた契約約款の作成・公表、個人情報利用の目的及び第三者提供についての個人情報保護法上の同意の取得、個人情報のコントロールビリティを確保するための機能や、提供先第三者の帰責事由により個人に損害が生じた場合の損害賠償責任等が求められる。

なお、コントロールビリティを確保するための機能として、具体的には、(a) 情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更、(b) 情報銀行に委任した個人情報の提供履歴の閲覧（トレーサビリティ）、(c) 情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用

の停止（同意の撤回）等が挙げられている。

9. 「信用スコア」の取扱い

現在、AI等を活用し、個人について信用スコアを算定するスコアリングが実用化されている。情報銀行を通じて信用スコアが流通することによって利便性が向上することが期待される一方で、その利用方法如何によっては、スコアに迎合する者が増えて社会の多様性が失われたり、人間の差別や選別に繋がりがかねない危険がある。そのため、情報銀行において信用スコアを取扱う場合の留意点として、表4の事項が挙げられている（検討会とりまとめ27頁-28頁）。

なお、信用スコアの算定は、いわゆるプロファ

表4 信用スコアを取扱う場合の留意点

信用スコアを取扱う場合のパターン	<p>【パターン1】個人が既に保有している信用スコアを情報銀行に対して提供し、情報銀行が当該信用スコアを第三者に提供する場合</p> <p>【パターン2】個人が信用スコア算出の元となるデータを情報銀行に提供し、情報銀行が当該元データを第三者に提供する場合</p> <p>【パターン3】個人が信用スコア算出の元となるデータを情報銀行に提供し、情報銀行が信用スコアを算出して第三者に提供する場合</p>
①同意取得	<p>(パターン1及び3) 情報銀行は、個人に対し、信用スコアが提供先においてどのように利用されるのか及びそれによるリスクについて、明示的に説明すること。</p> <p>(パターン2及び3) 情報銀行は、個人に対し、取得又は第三者提供される個人情報が信用スコアの算定に利用されること及びそれによるリスクについて、明示的に説明すること。</p>
②信用スコアの利活用	<p>(パターン1及び3) 情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、提供することによって、個人にとって不利益となるおそれがある場合には提供しない、又は個人に対しリスクを示すなど、個人の利益を踏まえた利活用を行うこと。</p>
③非提携企業による信用スコアの二次利用	<p>(パターン1) 情報銀行は、他者が作成したスコアを作成者又はスコアの対象となる個人から取得し、他の第三者に提供する場合で、作成者が二次利用に対し制限を設けている場合には、制限に反しない範囲で提供を行うこと。</p>
④信用スコアの基礎データ	<p>(パターン2) 情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、遺伝情報や、差別に繋がる過去の情報を信用スコアを算定する者に対し提供しないこと。</p> <p>(パターン3) 情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、遺伝情報や、差別に繋がる過去の情報を基礎データとして用いないこと。</p>
⑤説明責任・透明性	<p>(パターン3) 情報銀行は、スコアに用いたデータ及びスコアの算出方法について、アカウントビリティを持つこと。</p>
⑥人間の関与	<p>(パターン3) 信用スコアを機械化された処理により数値化する場合において、人間の関与を本人が求めることを認めるという対応を行うかについても検討すること。</p>

イリングの一種であり、個人情報保護法・プライバシーとの関係でのプロファイリングに関する議論についても留意しておく必要がある。

信用スコアは、今後、ますます利用される可能性があるが、信用スコアの生成のアルゴリズム等については企業秘密として開示されないのが通常であろうから、個人は個人情報のオーナーシップを有している（よって信用スコアについても自らの権利が及ぶ）という議論では問題に対応できないことが想定される。

10. おわりに

以上のとおり、情報銀行は、個人情報の取り扱いについて、個人と情報銀行との間の委任契約として整理したうえで、個人に個人情報に対して高度なコントローラビリティをモデル約款を通じ付与し、同時に、情報銀行に対して、個人情報の適正な管理・運用を確保するための様々な義務を課している。したがって、この個人の個人情報に対するコントローラビリティは、個人の同意に基づくものとされている。情報銀行は、個人の個人情報に対する高度なコントローラビリティを認めているものの、正面から個人情報に対する（排他的支配権としての）オーナーシップを認めているものではないと思われる。

情報銀行は、個人情報の利活用を図るために、その利活用についての個人の安心を確保するとの考え方にに基づき、個人情報の取り扱いについて、個人の高度なコントローラビリティの確保と利活用の促進という相反しがちな要請の中で、モデル約款は、個人の個人情報に対するオーナーシップを直接的に認めるのではなく、権利義務や利用条件をきめ細やかに定めることにより、バランスを取ろうと試みているように思われる。果たして、このような情報銀行の枠組みが、個人の個人情報に対する高度なコントロー

ラビリティの確保と個人情報の利活用の促進のバランスを上手くとっているといえるかは、今後の情報銀行の進展を見れば明らかになるであろう。情報銀行の今後の動向が注目される。

注 記

- 1) データ流通環境整備検討会 AI, IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ（案）」（首相官邸ホームページ）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/detakatsuyo_wg_dai9/siryoul.pdfの9頁より転載。（参照日：2020/09/29）
- 2) 例えば、個人情報の保護を求める権利と解するのが適切とする見解もある。曾我部真裕「自己情報コントロールは基本権か？」憲法研究3号（2018年）71頁。
- 3) Personal Data Storeの略称。PDSとは、「他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）であって、第三者への提供に係る制御機能（移管を含む）を有するもの」のことである（内閣官房IT総合戦略室「AI, IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめの概要」, 2017年3月）。
- 4) 情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格の1つ。
- 5) 総務省情報流通行政局情報通信政策課「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0の概要」NBL1132号（2018年）94頁。
- 6) 情報銀行指針では「情報銀行」や「情報信託機能」という表現を使用しているものの、銀行法上の「銀行」以外の者が商号又は名称に銀行であることを示す文字を使用することは禁止されており（銀行法6条2項）、信託業法上の「信託会社」等以外の者が商号又は名称に信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いることは禁止されている（信託業法14条2項）。したがって、一般の事業者が情報銀行の事業を行う場合には「銀行」「信託会社」の名称を使用しないよう注意が必要である。

（原稿受領日 2020年9月29日）